

それぞれの希望を胸に……

# 東温市成人式

特集  
東温市成人式

1月9日(日) 中央公民館2階大ホールで東温市として初めてとなる平成17年東温市成人式が開催されました。

今年、成人式を迎えたのは、昭和59年4月2日から昭和60年4月1日まで生まれた方で、対象者543名のうち、式には新成人の仲間入りをした男性192名、女性173名の計365名の若者が参加しました。

重信地区、川内地区の合同で開催された東温市成人式の受付は午前9時50分から始まり、式典の前には新成人の中から選ばれ、式の企画や運営にあたる運営委員会の皆さんからプレゼンテーションが行われました。

式典では、国家斉唱のあと高須賀市長が『夢や希望は簡単に達成できませんが、皆さんには若さと



情熱があります。常に前進し希望をもって、自らの人生を切り拓いていこうという「チャレンジ精神」を発揮していただき、21世紀のわが国を明るくする原動力となるよう願っています。』と祝福と激励の式辞を贈り、新成人代表の石丸博基、近藤豊さんに記念品を贈呈して、新成人の前途を祝いました。

その後、来賓祝辞、来賓の紹介、祝電披露などが行われ、新成人代表の葛原桂、上田恵さんの意見発表が行われました。

意見発表では、壇上から葛原桂さんが会場へ降り、いろいろな人の夢や希望を聞いて回りました。中には、市長や市議会議員も飛び入りして会場を沸かせる一幕も……

意見発表のあとは、成人代表の河野陽一さんが謝辞を述べ、式典は終了しました。



その後、会場内で一生の思い出となる記念撮影が4回に分けて行われました。

運営委員会主催による恩師を囲んでの茶話会は、重信地区と川内地区に別れて開かれ、久しぶりの再会を喜びあう姿が、多く見られました。

新市の誕生とともに新成人になられた皆さんには、新しい故郷への思いを胸に希望に満ちた社会への一歩を力強く踏み出してほしいと思います。

今日は、私たちのために、このような盛大な式典を開いていただきまして、誠に有難うございました。多くの方々にご臨席いただき、厚く御礼申し上げます。

今日、私たち新成人の門出にあたり、両親や先生方、地域の方々の恩恵を語らずしてはなかったものと、今一度心に感じている所存でございます。

私たちの住むこの市は、新生「東温市」となり、私たちと同じように第一歩を踏み出しました。これまでの20年間で、多くの人とのお出合いがあり、その中で培ってきた友情は、一生かけがえのないものだと思います。成人式に参加した私たちも、お互いのことを見知

## 謝辞



らぬことがあると存じますが、この一生のうえでまた、かけがえのない新たな友情を交わすことが出来ればと思っております。

これから私たちがこの社会で生活していくうえで、夢や希望、大きな理想をかがけて進んでいくことでしよう。その道で立ちほだける大きな壁は、誰の前にも現れることだと思えます。どんなに必死になろうと、そのままの自分自身では乗り越えることはかなわないかもしれせん。そこで必要なのは、明日より先をみすえる広い心と、どんなことがあっても曲げない強い信念、そしてかけがえのない仲間たちです。ひと一人で出来ることは限られています。そんな

時、同じ志を持った友人たちと共に一歩一歩を踏んでいけば、少しずつではあっても確実に困難を乗り越えることができると信じています。再び困難が立ちほだけたっても、その同じ高さの壁は、ただの小さな段差にしが見えないことだろうと思えます。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして感謝の言葉とさせていただきます。最後に、本日は私たちのためにお集まりいただき、本当にありがとうございます。

平成十七年一月九日

新成人代表 河野 陽一



運営委員の皆さんに聞きました！

# 成人式の感想



運営委員によるプレゼンテーション

成人式は、ほんのりとよかったです。感動した！でも、二次会の飲み会でつぶれてしまつてショックでした。これからは、気合入れてがんばるぞ！

今日の成人式は、みんなが協力し合つて、仲良くできたと思う。長所を言つと、成人式というものを自分たちに任せてもらい、同級生みんなで、出来上がった最高の式でした。

最後まで、一緒にがんばつてくれた中央公民館の人々ありがとうございました。

いい思い出ができた！

とりあえず無事に式が終わつてよかったです。

最初の集まりの人数から考えると、何事もなく終わつて本当によかつたと思う。思ったより茶話会に出てる人が多くて驚いたが、みんな楽しそうにしていってうれしかった。記念写真が早く終わつてよかつた。みんなの勧誘のおかげだと思ふ。携帯が2度鳴つたのがちよつと残念。



松本尚志 二十歳展

準備はいろいろ大変でしたが、本番は成功してよかつたです。

今回は、初めての東温市の成人式でしたが、重信と川内の交流もできてよかつた。

茶話会でなにをするかなどがなかなか決まらずに、大丈夫かなあという不安があつたけど、意外にみんながしつかりと話し合いするようになつて、少しずつ全員がまとまってきたように思います。

重信と川内が一緒にするのは初めてだったけど、意外に盛り上がりよかつたです。運営委員のみんなと仲良くなれました。

## 新成人の皆さんが生まれた...

### 20年前の主な出来事

#### 事 件

ロサンゼルスオリンピック  
ロス疑惑  
グリコ・森永事件  
投資ジャーナル摘発  
植村直己、世界初の北米マッキ  
ンリー冬季単独登頂、下山途中  
に行方不明  
日銀、新一万円札（福沢諭吉）  
新五千円札（新渡戸稲造）新千  
円札（夏目漱石）を発行

#### ヒット曲

安全地帯  
「ワインレッドの心」  
尾崎豊  
「17歳の地図」  
五木ひろし  
「長良川艶歌」  
フィル・コリンズ  
「イージーラバー」



今日の成人式  
は、とてもつま  
りな思い出と思  
います。久しぶり  
に会った友人も

成功！最高！  
もう一回やりた  
い。

もう少し増やす  
ようにしたらも  
っとよかったです  
と思う。

祝・成人式 成功！すべてにお  
いてよかった。写真撮影もスム  
ーズに進んだ気がする。

運営委員会の話し合いの時間を



いて、来てよかった。今年の目標  
は、素晴らしい納得のいく生活を  
することです。

めっちゃよ  
かった。みん  
な本番になっ  
てやる気を出  
してやってく  
れたし、意見  
発表は最高。  
このメンバ  
ーで成人式を  
やれて本当よ  
かった。みんな  
ありがとう。



成人式に見る時代の流行  
昭和23年、国民の祝日として成  
人の日が決められ、全国的に成人  
式が開かれています。同じ20歳  
でも時代によって、服装や髪型など  
さまざまな違いが見られます。  
まず、男性は10数年前によく見  
られた髪型「リーゼント」は姿を  
消し、最近では長髪や茶髪などが目  
立つようになりました。スーツも  
三つボタンに色付きのワイシャツ  
が主流となり、羽織姿の人も多く  
見られました。

# 成人式あれこれ



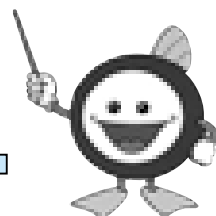
女性は、華やかな髪飾りと大き  
めの付け毛が目を引きました。  
服装は、9割方が着物という状況  
は変わりありませんが、着物は鮮  
やかな色が目立ち、帯は高い位置  
で後ろを結ぶものが多く見られま  
した。  
洋装は、ドレスのような派手な  
ものはなく、シックな色の落ち着  
いたものが多かったようです。



# 水道使用料と下水道(集落排水)使用料が変わります!!

旧川内町の水道・下水道使用料及び旧重信町の集落排水使用料につきましては、平成16年9月の東温市発足後も旧両町の料金表を適用し賦課・徴収を行ってまいりましたが、平成17年4月から、料金体系、徴収方法及び検針について、以下のとおり改正を行います。ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いします。

旧川内町の水道をお使いの方	・・・	変更点	・・・
旧川内町の下水道をお使いの方	・・・	〃	・・・
旧重信町の集落排水をお使いの方	・・・	〃	・・・



**水道使用料が変わります。** <旧川内町の水道をお使いの方>  
平成17年4月より基本料金・超過料金とも下記のとおり改正します。

## 水道使用料金表

【消費税別途】

メーターの口径	基本料金(1ヶ月)	従量料金(1か月)				
		用途	段階	使用水量	1立方メートルにつき	
					13mmから20mm	25mm以上
13mm	250円	一般用	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	50円	50円
20mm	350円		第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	80円	80円
25mm	500円		第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	100円	100円
30mm	700円		第4段	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	130円	130円
40mm	1,000円		第5段	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	150円	150円
50mm	2,000円		第6段	50立方メートルを超える分	220円	160円
75mm	3,000円	官公署用	第1段	1立方メートルから100立方メートルまでの分	150円	
75mmを超えるものは管理者が別に定める額			第2段	100立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	160円	
			第3段	1,000立方メートルを超える分	160円	
		臨時用	第1段	1立方メートルから	220円	

**下水道使用料が変わります。** <旧川内町の下水道をお使いの方>

平成17年4月請求分(平成17年2月使用分)から基本料金1ヶ月あたり700円を800円に改正します。(超過料金に変更はありません)

**集落排水使用料の算定方法が変わります。** <旧重信町の集落排水をお使いの方>

現在の「基本料+人員割制」から、水道の使用量に基づく「従量制」に変更します。「下水道(集落排水)使用料金表」又は「水道・下水道使用料早見表」でご確認ください。なお、水道水以外を使用する場合は、市が定めた認定水量とします。

**事業を営む方で下水道(集落排水)をお使いの方**

事業を営む方で水道の使用水量と下水道に排出する汚水の量が著しく異なる場合は、汚水量を認定する制度があります。この制度を適用するためには様々な条件がありますので、事前にご相談ください。

下水道(集落排水)使用料金表

【消費税別途】

区分	使用料 (1か月につき)			
	基本水量	基本料金	超過料金 (排除汚水量1立方メートルにつき)	
一般汚水	10立方メートルまで	800円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	110円
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	120円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	130円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	140円
			100立方メートルを超えるもの	150円

水道使用料と下水道(集落排水)使用料をあわせて納めていただきます。

<水道と下水道(集落排水)をお使いの方>

平成17年4月より水道使用料と下水道(集落排水)使用料をあわせて(1枚の納付書で)偶数月に納めていただきます。

請求月	H17.4月	H17.6月	H17.8月	H17.10月	H17.12月	H18.2月
使用月	H17.2月分 H17.3月分	H17.4月分 H17.5月分	H17.6月分 H17.7月分	H17.8月分 H17.9月分	H17.10月分 H17.11月分	H17.12月分 H18.1月分

なお、水道と下水道(集落排水)の使用者が違う場合や口座振替の名義人などが違う場合は、名義を統一していただく必要があります。該当される方には、市からご案内いたしますのでご協力をお願いします。

<旧川内町の水道・下水道をお使いの方>

平成17年1月分の水道使用料と下水道使用料は、平成17年3月に納めていただきます。

毎月検針を行います。<旧川内町の水道をお使いの方>

平成17年4月より毎月検針を行います。

水道・下水道使用料早見表

【一般用 口径13mm 2か月分 消費税含む】

使用水量(m <sup>3</sup> )	水道使用料(円)	下水道使用料(円)	合計(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	水道使用料(円)	下水道使用料(円)	合計(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	水道使用料(円)	下水道使用料(円)	合計(円)
0	520	1,680	2,200	45	3,780	4,620	8,400	58	5,140	6,250	11,390
5	780	1,680	2,460	46	3,880	4,740	8,620	59	5,250	6,380	11,630
10	1,050	1,680	2,730	47	3,990	4,870	8,860	60	5,350	6,510	11,860
15	1,310	1,680	2,990	48	4,090	4,990	9,080	65	6,030	7,190	13,220
20	1,570	1,680	3,250	49	4,200	5,120	9,320	70	6,720	7,870	14,590
25	1,990	2,250	4,240	50	4,300	5,250	9,550	75	7,400	8,550	15,950
30	2,410	2,830	5,240	51	4,410	5,370	9,780	80	8,080	9,240	17,320
35	2,830	3,410	6,240	52	4,510	5,500	10,010	85	8,870	9,920	18,790
40	3,250	3,990	7,240	53	4,620	5,620	10,240	90	9,660	10,600	20,260
41	3,360	4,110	7,470	54	4,720	5,750	10,470	95	10,440	11,280	21,720
42	3,460	4,240	7,700	55	4,830	5,880	10,710	100	11,230	11,970	23,200
43	3,570	4,360	7,930	56	4,930	6,000	10,930	150	22,780	19,320	42,100
44	3,670	4,490	8,160	57	5,040	6,130	11,170	200	34,330	26,670	61,000

使用料金に関する問い合わせ先

水道使用料に関することは……市役所水道課(Tel 964-4416)

下水道(集落排水)使用料に関することは……市役所下水道課(Tel 964-4417)

# 12月定例会報告

12月定例会が、12月10日から21日までの12日間の会期で開かれ、承認案件10件、本予算等議案33件、諮問3件のほか、請願3件、意見書案5件を議決しました。主な審議案件については、次のとおりです。

東温市議会第2回定例会となる12月定例会が、12月10日から21日までの12日間の会期で開かれま

した。会議では、執行部より提出された承認案件10件、台風による災害復旧費等を盛り込んだ平成16年度本予算等議案33件、諮問3件のほか、請願3件、意見書案5件を議決しました。

本予算とは、東温市の16年度の当初予算で、合併により旧重信町・旧川内町・東温消防・衛生事務組合の4団体それぞれの予算を、9月21日から3月末までの間に東温市に必要な予算として1つにまとめたものです。

旧4団体の平成16年度通年予算額から、9月20日までに執行された額を控除した後の執行残額に、合併に伴い新たに発生する収入及び経費で構成されています。

## 会議の日程

10	金	開会	市長招集あいさつ、会期の決定、議案上程、質疑等
11	土	休会	
12	日	休会	
13	月	休会	
14	火	委員会	追加議案、質疑、一般質問
15	水	委員会	産業建設委員会、総務委員会
16	木	委員会	文教委員会、厚生委員会
17	金	休会	
18	土	休会	
19	日	休会	
20	月	休会	
21	火	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、追加議案審議 閉会

今議会で議決されたものは、次のとおりです。

## 承認（専決処分）

松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少・増加について

松山衛生事務組合から伊予郡砥部町を脱退させることに伴う財産処分について

松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増減等に伴う同組合の規約の変更について

松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少・増加に係る専決処分について

松山広域福祉施設事務組合から北条市、中島町、小田町、砥部町及び広田村を脱退させることに伴う財産処分の専決処分について

松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う同組合の規約の変更に係る専決処分について

松山養護老人ホーム事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更に係る専決処分について

中予広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少、同企業団が共同処理する事務の変更及び同企業団規約

の変更に係る専決処分について

## 可決

平成16年度東温市一般会計予算・国民健康保険特別会計予算・老人保健特別会計予算・介護保険特別会計予算・ふるさと交流館特別会計予算・簡易水道特別会計予算・農業集落排水特別会計予算・公共下水道特別会計予算・水道事業会計予算について

愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少・増加について

愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体



の数の減少・増加について

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合規約の変更について

愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少・増加について

愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について

愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少・増加について

愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について  
愛媛県町村議会議員公

務災害補償等組合規約の変更について

松山地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少・増加について

松山地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増減に伴う同協議会規約の変更について

温泉郡・東温市・北条市及び松山市共有地管理組合の解散について

温泉郡・東温市・北条市及び松山市共有地管理組合の解散に伴う財産処分について

東温市監査委員事務局設置条例の制定について

東温市介護保険条例の一部改正について

## 同意（人事案件）

東温市官土改良事業（樋口地区）の施行について  
人権擁護委員候補者に、高井秀和氏・橋茂喜氏・田中梨恵子氏の推薦に同意しました。

## 請願

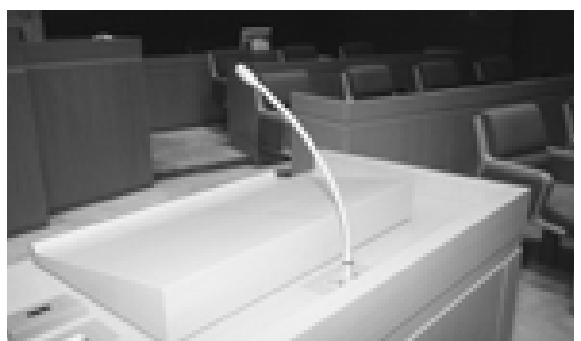
郵政事業民営化反対を求める請願について、WTO・FTA交渉に関する請願について、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する請願について採択しました。

## 意見書

郵政事業民営化に関する意見書、平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書、北朝鮮による日本人拉致事件の早期全面解決を求める意見書、WTO・FTA交渉に関する意見書、「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書を可決し、関係機関に提出しました。

## 一般質問

一般質問は13名の議員から、東温市のまちづくりについて、過疎地対策について、地場産業の育成について、災害・防災対策について、食教育の



今後の取り組みについて、川内支所事務機能拡充の取り組みについて、自然観察会の実施と市民協働について、小学校入学前までの子供の医療費の完全無料化について、防犯ブザーの無償貸与について、今後の東温市における公平・公正の行政について、ふるさと交流館の朝湯の復活について、南海地震の備えについて、職員の意識改革について等様々な質問が行われました。



子育てや障害者をサポートします！

# 各種手当をご存じですか

## 児童手当

児童手当は、現在、小学校3年生までの児童（9歳到達後の年度末）を養育している方に支給されます。

手当の額は、第1子及び第2子については、月額5千円、第3子以降については月額1万円です。

手当は原則として、2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。また認定請求した日の翌月分から支給され、支給事由の消滅した日の月で終わります。

なお、所得が一定以上ある場合には、所得制限限度額により児童手当は支給されません。

認定請求は、随時、市役所社会福祉課で受付けています。

公務員の方は、職場で手続きをしてください。

（郵便局、国立大学、国立病院等は市役所で受け付けます）

所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は、限度額に1人につき

平成16年度 所得制限限度額表

扶養親族数別所得制限限度額		
扶養親族数	児童手当	特例給付
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

6万円を加算する。  
扶養親族数が6人以上の場合は、限度額に1人につき38万円を加算する。  
特例給付とは厚生年金等の受給者を言います。

## 特別児童扶養手当

20歳未満で次のような障害がある児童を養育、または監護している父母または養育者に対し、支給されます。

【手当の対象となる児童】

精神の発達が遅れているため、常時介護が必要な児童

身体に重度の障害または長期の安静が必要な児童

精神病などで日常生活に常時の介護が必要な児童

【手当の月額（児童一人）】

- 1級 50,900円
- 2級 33,900円

## 特別障害者手当

一定以上の障害を有し、日常生活において、いつも特別な介護を必要としている20歳以上の者に対し、支給されます。ただし、施設等に入所、または医療機関に3ヶ月を超えて入院している者は除かれます。

【手当月額】

26,520円

## 障害児福祉手当

一定以上の障害を有し、日常生活において、いつも介護を必要としている20歳未満の児童に対し、

支給されます。ただし、施設等に入所している児童は除かれます。

【手当月額】

14,430円

### 各手当に共通する事項

所得制限があります。前年分の本人及び扶養義務者などの所得が、一定以上の人は支給が停止されます。

問い合わせ先  
市役所社会福祉課  
Tel 964-4406(直通)



# 確定申告

申告と納税は  
2月16日(水)~3月15日(火)

松山税務署からのお知らせ

平成16年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談及び申告書の受付は、2月16日(水)からとなっています。税務署の閉庁日(土・日・祝祭日等)は税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は郵送又は税務署時間外収受箱に投函することにより提出することができます。なお、松山税務署では、確定申告期間中、2月20日・27日に限り日曜日も、申告相談及び申告書の受付を行います。

申告書は自分で書いてお早め!

- ・確定申告は難しいものではありません。「所得税の確定申告の手引き」を参考にチャレンジしてみましょう。
- ・申告書は、わざわざ税務署まで持参しなくても郵送で提出できます。
- ・早めにご自分で作成し、郵送で提出することをお勧めします。
- ・国税庁のホ-ムペ-ジにアクセスすることで、所得税の確定申告書を作成することができます。
- ・国税庁ホ-ムペ-ジアドレス <http://www.nta.go.jp>

申告書はホ-ムペ-ジから入手!

申告用紙は、税務署・市町村役場に備え付けてありますが、国税庁ホ-ムペ-ジからも各種用紙をダウンロードできますのでご利用ください。

にせ税理士にご用心

税理士は、税理士会員章(バッジ)を必ず着用しています。まずは、税理士であることを確かめて相談しましょう。営業(青色) 譲渡所得等の方は税務署で納税相談されますようお願いいたします。



問い合わせ先 松山税務署 個人課税部門(Tel 941-9121)

## 市県民税相談

市県民税の申告は、平成16年中の所得を平成17年1月1日に居住していた市町村に3月15日までに提出することになっています。申告書を正しく記入していただくために、次の日程表のとおり、職員が相談に応じますので受付時間内にお越しください。なお、所得税の確定申告をされた方は、市県民税の申告をする必要はありません。

受付時間は9時から15時までです。

今年度の申告相談は2月16日から2月25日(土日を除く)と3月7日から3月15日(土日を除く)の間は東温市役所(本庁)4階大会議室で実施します。また、2月28日から3月4日の間の申告相談は、旧重信町(指定地区)は本庁(4階大会議室)で、旧川内町(指定地区)は川内支所(第一別館第3会議室)で実施しますが、その間、本庁は旧重信町(指定地区)分、川内支所は旧川内町(指定地区)分の申告相談しかできませんので、ご了承ください。

営業(青色)の方並びに平成16年中の譲渡所得(分離)により所得税の納付が必要な方は、税務署で期間内に確定申告相談を行ってください。

駐車場は庁舎隣接西駐車場をご利用ください。

と き	申告相談会場	本 庁	川内支所	
2月	指 定 地 区	16(水)	山之内・横河原・北方	
		17(木)	樋口・北方・松瀬川	
		18(金)	志津川・松瀬川	
		21(月)	志津川・吉久	
	地 区	22(火)	西岡・南方	
		23(水)	見奈良・南方	
		24(木)	田窪北・三内	
		25(金)	田窪南・三内	
	申告相談会場	本 庁	川内支所	
3月	指 定 地 区	28(月)	牛淵(旧県道より北)	北方・松瀬川
		1(火)	牛淵(旧県道より南)	南方・吉久
		2(水)	南野田・牛淵団地・播磨台	三内
		3(木)	北野田・野田・上樋	三内
	4(金)	下林 宮之段・西之谷を除く)	旧川内町全域	
		申告相談会場	本 庁	
	地 区	7(月)	下林 宮之段・西之谷)	上村・旧川内町全域
		8(火)	上林・旧川内町全域	
9(水)				
10(木)				
11(金)				
14(月)				
15(火)				

# 募集

平成17年度

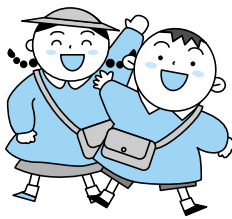
## 幼稚園入園児の

## 2次募集をします

募集年齢は3歳児が対象です

- 入園資格
    - 東温市内に住所があり、在住している幼児。
    - 平成17年3月31日までに転入する見込みの幼児。
  - 3年保育（3歳児）
  - 平成13年4月2日から平成14年4月1日の間に生まれた幼児。
  - 重信幼稚園・北吉井幼稚園・川上幼稚園・東谷幼稚園・西谷幼稚園（すべて若干名）
  - 諸費用（平成16年度）
  - 入園料（入園時）5千円
  - 保育料（月額）4千円
  - その他の諸費
    - 給食費等
- 入園申し込み方法  
各幼稚園にある入園願書に必要事項を記入の上、幼稚園に提出してください。

受付期間  
平成17年3月1日から3月23日までの開園時間（8時30分～17時）



詳しくは次のところまでお問い合わせください。

重信幼稚園	Tel 964-3092
北吉井幼稚園	Tel 964-5952
川上幼稚園	Tel 966-3755
東谷幼稚園	Tel 966-3708
西谷幼稚園	Tel 966-5850
学校教育課	Tel 964-4420

# あなたも・・・ 交通災害共済に 加入しませんか

市町村交通災害共済は不幸にして交通災害にあったとき、少しの掛金で見舞金を受け取ることができる制度です。

車を運転される方はもちろん、特にお年寄り・お子さんを含め、家族そろって加入されますようおすすめします。

### 災害見舞金

加入者であれば日本国内どこで起きた交通事故でも摘要されます。

### 加入資格

東温市に住民票のある方  
（平成17年4月1日現在）  
但し、学生等で東温市に住民票がない方でも扶養義務者が加入される場合は加入できます。

### 共済掛金

一般 600円  
（平成2年4月1日以前）  
中学生以下 250円  
（平成2年4月2日以後）  
平成17年3月に卒業の中学生は一般扱いになります。

### 共済期間

平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで  
中途加入の場合は、掛金納入の翌日から平成18年3月31日まで

### 受付

自治区の各組長、または市役所社会福祉課・川内支所で受付けます。

### 時効

平成17年4月1日以後の事故に対する見舞金の請求期限は、災害を受けた日の翌日から2年以内です。

等級	災害の程度	金額
1	死亡	100万円
2	医師の治療実日数 360日以上	20万円
3	医師の治療実日数 180日以上360日未満	17万5千円
4	医師の治療実日数 96日以上180日未満	15万円
5	医師の治療実日数 80日以上96日未満	12万5千円
6	医師の実治療日数 64日以上80日未満	10万円
7	医師の治療実日数 48日以上64日未満	7万5千円
8	医師の治療実日数 32日以上48日未満	5万円
9	医師の治療実日数 16日以上32日未満	3万円
10	医師の治療実日数 7日以上16日未満	1万円

# あなたの医療費をサポートします!

～ ご存じですか? 東温市の医療費助成制度～

東温市では、体の不自由な方の経済的負担軽減や子どもの健全育成などを目的として、医療費の助成を行っています。

医療費の助成とは、病気やけがなどで医療機関にかかった場合、保険診療分の自己負担を助成するものです。

医療費の助成を受けるためには、まず受給資格の認定を受ける必要があります。医療費の助成を希望する場合は、保険年金課へ申請してください。



医療費助成制度表

区分	対象者	申請に必要なもの	受診の方法
重度心身障害者医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>AまたはA相当の療育手帳の交付を受けている人</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>認印</li> <li>身体障害者手帳・療育手帳</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の病院などにかかるときは、健康保険証と医療受給者証を提示し、診療を受けます。医療費の自己負担相当額を助成します(窓口で自己負担相当額を支払わなくてかまいません)。ただし、入院時の食事代や保険外の費用は除きます。</li> <li>県外の病院などにかかるときは、病院等の窓口で自己負担相当額を支払い、市役所で払い戻しの申請をしていただいた場合に、自己負担相当額を助成します。</li> <li>病院等の窓口で自己負担相当額を支払い、市役所で払い戻しの申請をしていただいた場合に、自己負担相当額を助成します。ただし、入院時の食事代など保険外の費用は除きます。</li> </ul>
乳幼児医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳に達した月の末日までの乳幼児</li> <li>3歳に達した月の翌月から就学前までの乳幼児(平成14年4月から入院のみ助成)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>認印</li> </ol>	
母子家庭医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母および20歳未満の子</li> <li>母子家庭の20歳以上の子で、引き続き大学等に就学中の人</li> <li>準母子家庭(祖母と孫、姉と兄弟)、父母のいない20歳未満の子供</li> </ul> <p>所得制限があります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>認印</li> <li>戸籍謄本</li> <li>住民票の写し</li> <li>市外から転入した場合は前住所地の所得課税証明</li> </ol>	
父子家庭医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>父子家庭の父および18歳未満の子</li> <li>父子家庭の引き続き18歳以上の子で、大学等に就学中の人</li> <li>準父子家庭(祖父と孫、兄と兄弟)</li> </ul> <p>所得制限があります。</p>		

父子家庭医療費助成制度は、旧川内町には無かった制度です。

## 申請をすれば、あとで払い戻しされます!

### 【国民健康保険の療養費支給】

次のような場合、後日申請し認められれば、保険給付分が払い戻されます。

#### 国民健康保険の療養費支給表

区分	申請に必要なもの(印鑑と保険証は必ずご持参ください)
急病などでやむをえず保険証を持参せず治療を受けたとき	診療内容の明細書・領収書
コルセットなど治療上必要な補装具を購入したとき	補装具を必要とした医師の証明書・領収書
柔道整復師に施術を受けたとき	施術内容と費用の明細がわかる領収書
治療上必要な、はり・きゅう・マッサージなどをうけたとき	医師の同意書・施術内容と費用の明細がわかる領収書
海外旅行中などに国外で治療を受けたとき	診療内容の明細書・明細のわかる領収書(日本語の翻訳書が必要です。)
生血を輸血したとき(親族以外に限る)	医師の理由書が診断書・輸血用生血液受領証明書・血液提供者の領収書

詳しくは市役所保険年金課(Tel 964-4408)までお問い合わせください。



# SPOT NEWS

# スポットニュース

## 市役所からのお知らせ

東温市消防署から

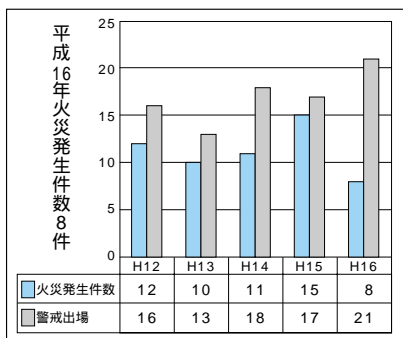
Tel.964-5210

平成16年火災・救急

救助活動報告

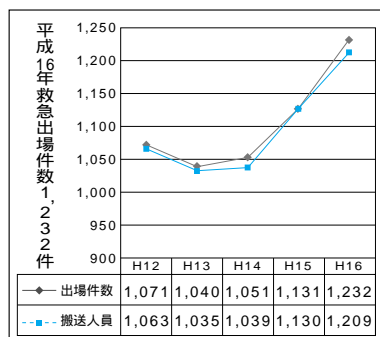
昨年は、全国的に地震・風水害等の大規模な災害が起こりました。東温市内でも、台風に伴う自然災害や、住民の安全・安心を脅かす災害が相次いで発生しました。特に、救急出場件数は過去最高を記録しました。

**火災**  
火災種別は、建物3件、車両1件、その他4件。警戒出場（軽微な火災）件数は、21件です。

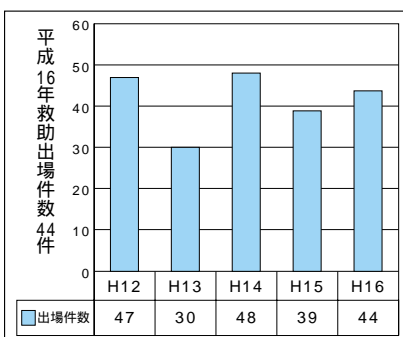


救急

救急種別は、急病653件、交通事故209件、一般負傷194件、その他176件。搬送人員は1209人です。



**救助**  
救助種別は、交通事故35件、その他6件、建物1件、風水害1件、機械1件です。



総務課から

Tel.964-4400

椿祭りの

交通規制について

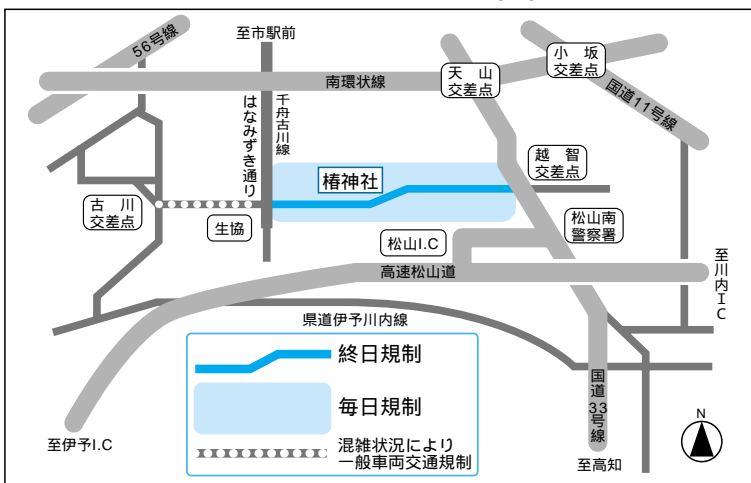
交通規制の日時・場所  
椿参道（越智交差点からはなみずき通り交差点）  
2月14日（月）午後1時から  
2月17日（木）午後11時まで

終日規制

椿参道と交差する南北の道路（規制開始地点に標識あり）  
2月15日（火）から2月17日（木）までの午前10時から午後11時まで

毎日規制

はなみずき通りから古川交差点の間は、混雑状態により一時的に路線バス以外の車両を規制します。



参拝は公共輸送機関で周辺道路は渋滞しますので、マイカーは自粛し公共輸送機関をご利用ください。

駐車禁止  
周辺道路は駐車できませんので、仮設駐車場等をご利用ください。